「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について 別表」

別表

引表	違			反 行 為		基準日車等		4-
適 用		条	項	事項	初違反	再 違 反	備	考
法第8条第1項	į			事業計画に定めるところに従う義務違反	法第9条第1項、	第3項の基準日車等を適用		
第2項				事業計画に従うべき命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤アによる。	>	
去第9条第1項 貨物自動車運 下「施行規則」	送事業			事業計画変更認可違反 営業所の位置(運輸局長が指定する区域外に限る。)の違 反				
2号				① 営業所を区域外に設置 ② その他	20日車 10日車	40日車 20日車		
	第	3号		各営業所に配置する事業用自動車の種別違反	警告	10日車		
	第	4号		自動車車庫の位置及び収容能力違反 ① 営業所との距離 ② 収容能力不足	20日車 20日車	40日車		
	第	5号		③ その他 乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反 ① 営業所・車庫との距離 ② 収容能力不足	10日車 10日車 10日車	20日車 20日車 20日車		
	第 第2項	6号 7号 第1号		③ その他 特別積合せ貨物運送を行うか否かの違反 貨物自動車利用運送を行うか否かの違反 特別積合せ貨物運送に係る営業所及び荷扱所の位置(運輸局長が指定する区域外に限る。)の違反	警告 10日車 10日車 20日車	10日車 20日車 20日車 40日車		
	第	2号 4号 5号		特別積合せ事業者の営業所、荷扱所の積卸施設違反 ① 取扱能力不足 ② その他 運行系統の違反 運行系統ごとの運行日並びに最大及び最小の運行回数	10日車 警告 10日車 10日車	20日車 10日車 20日車 20日車		
去第9条第3項 施行規則第6	第3項	第1号		貨物自動車利用運送に係る営業所の位置違反 事業計画変更事前届出違反 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反	10日車	20日車		
	第	2号		各営業所に配置する運行車の数違反	警告	10日車		
去第9条第3項 施行規則第79		第1号		事業計画変更の事後届出違反 主たる事務所の名称及び位置の変更違反	警告	10日車		
	第	2号、第	第3号	 営業所又は荷扱所の名称、位置(利用運送のみに係るもの 及び運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。)の 変更違反	10日車	20日車		
	第	4号		業務の範囲、保管施設の概要、利用事業者の概要の変更 違反	警告	10日車		
去第10条第1	項			運送約款認可違反	20日車	40日車		
去第11条				運賃及び料金(個人を対象とするものに限る。)、運送約款 等の無掲示	警告	10日車		
去第16条第1	項			安全管理規程の設定・届出違反 1 未設定 2 届出に係るもの	20日車 警告	40日車 10日車		
去第16条第2 貨物自動車 (以下「安全 の5	運送事			安全管理規程の必要事項設定違反(規程の内容不適切)	10日車	20日車		
去第16条第3	項			安全管理規程の変更命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤イによる。	,	
去第16条第4	項			安全統括管理者の選任違反	20日車	40日車		
去第16条第5 安全規則第		7		安全統括管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出 1 選任(解任)の未届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車		
法第16条第6	項			安全統括管理者の意見に対する尊重義務違反	10日車	20日車		
法第16条第7	項			安全統括管理者の解任命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤ウによる。	>	
法第17条第1	項			過労運転の防止措置義務違反				

1

違		1	基準日車等	
適 用 条 項	事項	初違反	再 違 反	備 考
安全規則第3条第1項、第2項	必要な員数の運転者の確保違反	警告	10日車	
第3項	 1 休憩・睡眠施設の整備違反	30日車	60日車	
	2 休憩・睡眠施設の管理、保守違反	警告	10日車	
第4項	 1 「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤			
	務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通			
	省告示第1365号。以下「乗務時間等告示」という。)違 反			
	① 設定不適切	警告	10日車	
	② 未設定 2 乗務時間等告示の遵守違反	10日車	20日車	
	① 各事項の未遵守計5件以下	警告	10日車	
	② 各事項の未遵守計6件以上15件以下 ③ 各事項の未遵守計16件以上(注)	10日車 20日車	20日車 40日車	
	(注)	2004	14004	
	局長通達5(1)①に該当するものを除く。			
		10日車	20日車	
第5項	時間) 酒酔い・酒気帯び乗務	100日車	200日車	
第6項	1 健康状態の把握違反		20004	
	① 把握不適切50%未満 ② 把握不適切50%以上	警告 10日車	10日車 20日車	
	2 疾病•疲労等乗務	80日車	160日車	
第7項	3 薬物等使用乗務 交替運転者の配置違反	100日車	200日車	
	① 未配置5件以下	10日車	20日車	
	② 未配置6件以上	20日車	40日車	
第8項	 100km超運行系統の乗務基準の設定違反			
	① 設定事項不足	勧告	警告	
	② 一部運行系統未設定 ③ 全運行系統未設定	警告 10日車	10日車 20日車	
	 			
	乗務基準遵守の指導及び監督違反 ① 一部不適切	警告	10日車	
	② 大部分不適切	10日車	20日車	
法第17条第3項	過積載運送の引受け、指示等			
	1 過積載による運送の引受け	100= / * = = **	000 = 1/2 = = **	
	① 過積載の程度が5割未満のもの ② 過積載の程度が5割以上10割未満のもの		20日車×違反車両数 40日車×違反車両数	
	③ 過積載の程度が10割以上のもの		60日車×違反車両数	
	2 過積載による運送を前提とした運行計画の作成 3 過積載による運送の指示	10日車 20日車	20日車 40日車	
女全規則第4条	過積載運送防止の指導及び監督の怠慢	10日本	20 U =	
女主况则第4条	週	10日車	20日車	
法第17条第4項	その他輸送の安全を確保するための遵守事項違反 1 貨物の積載方法違反	警告	10日車	
安全規則第5条 	1 員物の傾戦力法達及	言 <u>古</u> 20日車	40日車	
空心相別等を多の 2		10日本	20日車	
安全規則第5条の2 	限度超過車両の通行、条件等違反の防止に係る指導及 び監督の怠慢	10日車	4∪口半	
第6条	自動車車庫の確保違反	警告	10日車	
			I U I I I	
第7条第1項~第3項	点呼の実施違反(注1)(点呼が必要な回数100回に対して) 1 未実施			
	1 元美旭 19件以下	警告	10日車	
	② 未実施20件以上49件以下 ③ 未実施50件以上(注2)	10日車 20日車	20日車 40日車	
	2 不適切		4004	
	① 一部実施不適切 ② 全て実施不適切	警告 10日車	10日車 20日車	
	(注1)		2 V日平	
	・補助者の要件を満たしていない者が実施した場合は、点 ・運行管理者、補助者の自己による点呼は、点呼未実施と			
	・ 点呼を対面によらず電話その他の方法で実施(運行上や		除く。)した場合は、点呼未実施と	<u>:</u> する。
	・「実施不適切」とは、実施事項に不備がある場合をいう。 ・未実施と実施不適切とが混在する場合、基準日車等のプ	まい方により質字	する	
	(注2)	、こ・ハルのノ弁化	, 90	
☆ 4 T T	局長通達5(1)②に該当するものを除く。	1		
第4項 	アルコール検知器備え義務違反 検知器の備えなし(注)	60日車	120日車	
	(注)	10044		
-	-			

				基準日車等 基準日車等	T
適	用条項	事項	初違反	再 違 反	備考
		備えなしとは、アルコール検知器が1器も備えられていな	い場合をいう。	1	-!
		アルコール検知器の常時有効保持義務違反(注)	20日車	40日車	
		(注)			
		常時有効保持義務違反とは、 ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの)有無の確認を行っ	った場合に適用する。	
		②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由			,) 。
	第5項	点呼の記録違反			
		1 記録 ① 一部記録なし	警告	10日車	
		② 全て記録なし	30日車	60日車	
		2 記載事項等の不備	警告	10日車	
		3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存	30日車	60日車	
		① 一部保存なし	警告	10日車	
		② 全て保存なし	10日車	20日車	
	第8条	乗務等の記録違反			
		1 記録(30乗務に対して)			
		① 記録なし5件以下 ② 記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)	警告 10日車	10日車 20日車	
		③ 全て記録なし	30日車	60日車	
		2 記載事項等の不備	警告	10日車	
		3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存	30日車	60日車	
		① 一部保存なし	警告	10日車	
		② 全て保存なし	10日車	20日車	
	第9条	運行記録計による記録違反			
	N.O.K	1 記録(運行記録計による記録が必要な30乗務に対して)			
		① 記録なし5件以下 ② 記録なし5件以下	警告	10日車	
		② 記録なし6件以上(全て記録なしを除く。) ③ 全て記録なし	10日車 30日車	20日車 60日車	
		2 記録の改ざん・不実記録	30日車	60日車	
		3 記録の保存 ① 一部保存なし	警告	10日車	
		② 全て保存なし	10日車	20日車	
	第9条の2	事故の記録の違反			
	第9末07 2	1 記録			
		① 記録なし2件以下	警告	10日車	
		② 記録なし3件以上 2 記録事項の不備	10日車 警告	20日車 10日車	
		3 記録の保存義務違反	警告	10日車	
	第9条の3第1項~第3項	運行指示書			
	Now Now Now	1 作成、指示又は携行の義務違反(運行指示書の作			
		成等が必要な30運行に対して)	卷火	10 D =	
		① 5件以下 ② 6件以上15件以下	警告 10日車	10日車 20日車	
		③ 16件以上	20日車	40日車	
		2 記載事項等の不備	警告	10日車	
	第4項	運行指示書及び写しの保存義務違反	警告	10日車	
	第9条の5第1項	運転者台帳			
	7.0 X 0 X 1 7K	1 作成			
		① 5名以下作成なし(全て作成なしを除く。) ② 6名以上作成なし(全て作成なしを除く。)	警告 10日車	10日車 20日車	
		③ 全て作成なし、主て作成なしを除く。)	20日車	40日車	
		2 記載事項等の不備	警告	10日車	
	第2項	運転者台帳の保存義務違反	警告	10日車	
	第10条第1項	「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対し			
	お □ ○ 本 お □ 快	て行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示			
		第1366号。以下「指導監督告示」という。)による運転者に 対する指導及び監督違反			
		1 「2」「3」以外の違反 ① 一部不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1以	警 告	10日車	
		上である場合)			
		② 大部分不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1 未満である場合)	10日車	20日車	
		2 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。) があったものに限る。(注1)(注3)		2回目	3回目 4回目以上
		37 772 3471-FM 00 (AT 17 (AT 0)	警告	10日車	20日車 40日車
ı		I	1	ı	

一	后	'		甘淮口击竺	1		
		為 項	かきに	基準日車等 		備	考
週 用 宋 埧	•	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	初違反	再 違	反		
		自動車を離れて直ちに運転	初回	2回目以上			
	することができない状態にす 反」という。)その他の道路3 並びに過労運転、酒酔い運	を通法の違反行為(2の違反 転、酒気帯び運転、薬物等	警告	10日車			
	3)	救護義務違反の違反を除ったものに限る。)(注2)(注					
	項(同法第75条の2第3	いら最高速度違反に係る道路 項において準用する場合を含 以内に、最高速度違反行為を	む。)の規定に基づ	づく意見聴取があ	った場合には、	その違反	の事実
	係るものにあっては、文章 また、同法第22条の2 合を含む。)の規定に基 のみがあった場合には、	書による警告を行うものとする 第2項の規定に基づく協議及 づく意見聴取がなく、同法第1 過去1年以内において、同一	。 び同法第75条第3 08条の34の規定	3項(同法第75条 に基づく通知(下í	の2第3項にお 命又は容認に係	いて準用 Kるものを	する場 除く。)
	以上)のものをいう。以下	度違反行為(超過速度が30km 同じ。)について、道路交通法 基準を適用するものとする。					
	反行為が確認され、次の 適用した回数の次の回数	目はとした行政処分等を行った (ア)又は(イ)のいずれかの基準 故の基準日車数を適用して処、 車両(最大積載量5トン以上)	≝に達した場合には 分するものとする。	は、本処分量定に	より、先の行政	処分等に	当たり
	度違反行為を1.5件として						
		の事業用自動車(被けん引自 対がその配置車両数の10%に				されている	5場合
		の大幅な最高速度違反行為の 以上の事業用自動車が配置 と場合とする。)					
	(注2)	ついては、通達本文1(3)を準					
	酔い運転、酒気帯び運転 項の規定による意見聴取	Nら駐停車違反、放置駐車違店、薬物等使用運転、無免許遅 取があった場合、その違反の導は文書による警告を行ってい	■転及び救護義務⅓ 事実があった日から	違反を除く。以下「 5過去1年以内にる	司じ。)に係る同 おいて、次の②	法第759 による同	条第3 法違反
	また、同法第75条第3 労運転、酒酔い運転、酒 にあっては、過去1年以下	項の規定に基づく意見聴取が 気帯び運転、薬物等使用運輸 内において、同一営業所に係 に達した場合に文書による警行	云、無免許運転及で る当該通知件数が	が救護義務違反に 3件(「駐停車違原	係るものを除く	。)のみの)場合
	翌日から起算して1年以 「その他」の区分ごととす	違反その他の道路交通法の 内に、同一営業所に係る同違 る。)に達した場合には、本処 の事業用自動車が存する場合	反行為件数の総利 分量定による2回	口が、10件(「駐停 目以上の基準を通	事車違反」、「放き 適用するものと	置駐車違 する。ただ	反」、 し、当
	③ 放置駐車違反について	。 道路交通法の車両の使用制 車等の使用停止処分とみなす		合、この基準の適	5用に当たって(は、当該車	画面使
	④ 同一営業所の取扱いにつ (注3)	ついては、通達本文1(3)を準	用する。				
	違反行為」として、別途個	局長通達2(3)の「最高速度 別に処分するものとする。	違反行為(下命又	は容認に係るもの)は除く。)その [.]	他の別に	定める
	運転者に対する指導及び監督 1 記録 一部記録なし	ョに示る正琢り作成・保仔	警告	10日車			
	② 全て記録なし 2 記載事項等の不備		10日車 警告	20日車 10日車			
	3 記録の改ざん・不実記録		30日車	60日車			
	4 記録の保存義務違反		警告	10日車			
第10条第2項	指導監督告示による運転者に 適性診断受診義務違反 1 特別な指導の実施状況(注						
	 一部不適切 大部分不適切 	,	警告 10日車	10日車 20日車			
	2 運転適性診断の受診状況 ① 受診なし1名 ② 受診なし2名以上		警告 10日車	10日車 20日車			
	(注) ①の一部不適切は、指導監督 場合をいう。	番告示の実施状況が2分の1リ	・ 以上である場合をし	・ ハい、②の大部分 	不適切は、2分	・の1未満	である
第10条第3項	非常信号用具等の取扱指導違		勧告	警告			

違	反 行 為		基準日車等	
適 用 条 項	事項	初違反	再 違 反	備考
第10条第4項	「貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第4項の規定に基づき貨物自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第1092号。)による全従業員に対する指導及び監督違反	警告	10日車	
第11条	異常気象時等における措置違反	警告	10日車	
第12条	安全の確保のための服務規律制定義務違反	警告	10日車	
第13条 (道路運送車両法(以下「車両 法」という。)第40~43条、第47	点検整備違反 整備不良車両等			
条)	1 整備不良のもの(当日の日常点検時以降に灯火不良 1 になったもの等、偶発的・突発的なものを除く。)	10日車×違反車両数	20日車×違反車両数	
	7正改造のもの(速度抑制装置又は速度制限(NR)装置の機能不良を故意に放置したものを含める。)	20日車×違反車両数	40日車×違反車両数	
	3 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の 特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不 適合車両を使用	20日車×違反車両数	40日車×違反車両数	
(車両法第47条の2)	日常点検の未実施(1台の車両の1月の未実施回数) ① 未実施回数6回未満 ② 未実施回数6回以上15回未満 ③ 未実施回数15回以上		3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車×違反車両数	
(車両法第50条第1項)	整備管理者の選任違反 整備管理者選任なし	局長通達5(1)④	 及び6(1)④による 	
(車両法第50条第2項)	整備管理者に対する権限付与義務違反	10日車	20日車	
(車両法第52条)	整備管理者の選任(変更)の未届出、虚偽届出 ① 選任(変更)の未届出に係るもの ② 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車	
(車両法第53条)	整備管理者の解任命令違反	40日車	80日車	
(車両法第58条第1項)	無車検運行	60日車×違反車両数	120日車×違反車両数	
(車両法第66条第1項)	自動車検査証の備付け	警告	10日車	
(車両法第48条)	定期点検整備等の未実施 1 定期点検整備等の未実施(注1)(注3) (1台の車両の1年間の未実施回数) ① 未実施1回 ② 未実施2回 ③ 未実施3回以上 2 12月点検整備の未実施(注2)(注3) 3 全ての車両について定期点検整備が全て未実施 (注1) 12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が(注2) 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては(注3) 3に該当する場合を除く。	10日車×違反車両数 10日車×違反車両数 局長通達5(1)③ が初回2年の自動車		整備を含める。
(車両法第49条)	点検整備記録簿等の記載違反等			<u> </u>
	1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回に付き1枚の記録簿) ① 未記載3枚以下 ② 未記載4枚 2 記載不適切 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ① 保存なし3枚以下	警告 3日車×違反車両数 警告 30日車 警告	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車 60日車 3日車×違反車両数	
第14条 第15条	② 保存なし4枚 点検等のための施設の不備 整備管理者の研修受講義務違反	3日車×違反車両数 警告 10日車	6日車×違反車両数 10日車 20日車	
第21条第1項、第2項	運行管理規程の制定違反			

違			基準日車等	
適 用 条 項	事項	初違反	再 違 反	備考
	① 不適切 ② 未制定	警告 20日車	10日車 40日車	
第22条	運行管理者に対する指導及び監督違反(指導監督不適切)	10日車	20日車	
第23条第1項	1 死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者を禁事が	20日車	40日車	
	理者の講習(特別講習)受講義務違反 2 運行管理者の講習受講義務違反	10日車	20日車	
法第18条第1項 安全規則第18条第1項	運行管理者の選任違反 1 管理者数の不足 2 運行管理者選任なし	20日車 局長通達5(1)⑤	 40日車 及び6(1)④による 	
第2項	統括運行管理者の選任違反	20日車	40日車	
第3項	補助者の要件違反	警告	10日車	
法第18条第3項 安全規則第19条	運行管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出 1 選任(解任)の未届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車	
法第22条第2項	運行管理者に対する権限付与義務違反	10日車	20日車	
第3項	運行管理者の助言に対する尊重義務違反	警告	10日車	
法第22条の2	輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止違反	実運送を行った事業	 者に適用される基準日車等	
法第23条	輸送の安全確保の命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤エによる	
法第24条	自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反 1 未届出 2 虚偽届出	10日車 40日車	20日車 80日車	
法第24条の3	輸送の安全にかかわる情報の公表違反	警告	10日車	
法第25条 第1項	公衆の利便の阻害行為等 不当な運送条件による要求等公衆の利便の阻害	10日車	20日車	
第2項	事業の健全な発達を阻害する競争 1 営業類似違法行為を行う自家用貨物自動車の利用 2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険 法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が 社会保険等に未加入(注1)		80日車×違反車両数	
	① 一部未加入のもの ② 全て未加入のもの ③ 最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額 より低い賃金の支払い(注2)	10日車20日車	20日車40日車	
	① 一部の運転者への支払い ② 全ての運転者への支払い	10日車 20日車	20日車 40日車	
	4 その他(別に定められるものを除く。)	警告	10日車	
	(注1) ①「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者	が災害補償保険又は	は雇用保険をいう。	
	②「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険	食、労働者災害補償	資保険又は雇用保険のいずれか	の未加入をいう。
	(注2) 「最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額」と される場合は、そのうち高い方の最低賃金額)をいう。	は、地域別最低賃金	金額又は特定(産業別)最低賃金	ﯘ額(両者が適用
第3項	特定荷主に対する不当な差別的取扱い	警告	10日車	
第4項	公衆の利便の阻害行為等の停止命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤才による	
法第26条	事業改善の命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤カによる	
法第27条第1項	名義貸し	局長通達5(1)⑥	 及び6(1)④による	
法第27条第2項	事業の貸渡し等	局長通達5(1)⑦	 及び6(1)④による	
法第29条第1項	無許可の業務の管理の受委託	60日車	120日車	
法第30条第1項、第2項	事業の無認可譲渡・譲受、法人の無認可合併分割	20日車	40日車	
法第32条	事業の無届出休止・廃止 ① 所在不明事業者であって、相当の期間事業を行っていないと認められるもの	局長通達6(1)⑧	 こよる 	

違	反 行 為		基準日車等				
適 用 条 項	事項	初違反	再	違	反	備	考
	② その他	10日車	20日車				
法第33条第1項第1号	自動車等の使用停止又は事業停止命令違反	局長通達6(1)③	 による 				
法第34条第1項	自動車検査証返納又は登録番号標領置命令違反	局長通達6(1)③	 による 				
法第34条第3項	返付自動車登録番号標の封印取付け義務違反	10日車	20日車				
法第39条の2第3項	地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの資料提出 等について拒んだ場合	警告	10日車				
法第39条の3第2項	地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの適正化事 業のための資料提出等について拒んだ場合	警告	10日車				
法第59条第1項	許可条件違反 1 運輸開始期限違反 2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険 法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が 社会保険等に未加入(注)	警告	局長通達6((1)⑦によ	る		
	1	10日車 20日車 20日車	20日車 40日車 40日車				
	(注) ①「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者 ②「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保修			. • •	いずれか	の未加入	、をいう。
法第60条第1項	報告義務違反 ① 未報告	警告	10日車				
法第60条第4項 施行規則第44条第1項第1号 第2号 第3号 第4号	② 虚偽の報告 検査拒否、虚偽の陳述等 運輸開始の未届出 事業の譲渡し、譲受け、法人の合併終了の未届出 休止事業の再開未届出 法第8条第2項、第23条、第25条第4項、第26条の各命 令を実施した旨の未届出	40日車 局長通達5(1)⑧ 勧告 勧告 勧告 勧告	80日車 及び6(1)④ 警告 警告 警告 警告 警告	による			
第5号 第6号	事業者の氏名、名称、住所の変更の未届出 事業者たる法人の役員、社員の変更の未届出	勧告 勧告	警告 警告				
道路運送法第83条	有償旅客運送の禁止 ① 道路運送法第4条違反(反復、計画的なものと認められるもの) ② 道路運送法第83条違反(臨時、偶発的なものと認められるもの)				る		
道路運送法第84条	運送命令の違反	60日車	局長通達6((1)⑤キに	よる		
道路運送法第95条 道路運送法施行規則第65条	自動車に関する表示義務違反	警告	10日車				